

平成 28 年第 9 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 28 年 8 月 2 日 (火)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 28 年 8 月 2 日 (火) 午後 14 時 15 分	
	閉 会	平成 28 年 8 月 2 日 (火) 午後 15 時 10 分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	二見吉康・河野義文・池野博文・正山幸夫	
	欠席委員	清胤祐子	
職務により会議に出席した者	次長 学校教育課長 主幹	片山豊和 長尾航治 沖本直樹	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 11 号	障害を理由とする差別の解消の推進に関する安芸太田町教育関係職員対応要領の策定について	原案可決
報告協議事項	1 幼稚園授業料の算定の誤りについて 2 芸北支所定期訪問のまとめについて 3 その他		

## 【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午後 14 時 15 分開会)

教育長)

ただ今より、平成 28 年第 9 回安芸太田町教育委員会会議を開催いたします。

連日 30 度を越し、昨日は加計が県内最高の 35 度ということでした。暑い中お集まりいただきありがとうございます。本日は清胤職務代理が欠席ということで、4 名で審議をさせていただきます。よろしくお願いします。

日程第 2、教育長報告

教育長)

それでは私から報告をさせていただきます。報告協議資料 1 ページをお開きください。

まず、地域懇談会いわゆる行政懇談会が筒賀地区、加計地区、安野地区、戸河内地区それぞれ記載しております日程で 7 月末に行われました。教育に直接関係する話題として学校適正配置について話が出ましたのは筒賀地区と加計地区でございます。

筒賀地区では、2 校の生徒が一緒に同じ建物で生活しているのだから中学校については早く一緒にすべきである。現在は別々の中学校ということではいろいろなことが進められているが、できるだけ一緒に進めるべきではないかというご意見でした。私からは、基本方針で中学校 2 校ということを進めてきておりますので、できるだけ早く来年 4 月を目標に進めてまいりたいと答えております。

加計地区につきましても、加計では統合が実現したが、他地域ではどうなっているのかという質問があり、同様に答えさせていただきました。他の 2 地域では、話題に出ておりません。

7 月 25 日に町の臨時議会が開かれ、ふるさと納税企業版ということで予算について審議をしていただきました。加計中学校のインターロックを舗装に替える工事についても予算を認めていただきましたので、これから工事を行ってまいります。

次に全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会についてですが、31 日に無事終わりました。ご存じのとおり加計高校の男子団体が 6 位入賞、女子団体が 28 位でした。男子個人は 9 位が最高でした。昨年が 11 位で、8 位までが入賞ですので、残念ながらあと一歩でファイナルに残ることができませんでした。全体として昨年よりもレベルが上がってきたということでした。

29 日には、将来、小学校の外国語活動が英語科になりますので、小学校の英語と中学校の英語をどうつなぐかという研究サークルを作りまして、第 1 回の研修会をスタートさせました。北広島町からも何名か参加していただいたと聞いています。これが山県郡規模の研究サークルになっていけばと思っています。

30, 31 日には、東京大学で「新しい学びプロジェクト」拡大研究推進委員会が開かれ、夏休み以降の活動や来年の方向性等について打合せを行ってきました。また 10 月 21 日に本町で全国から来ていただいて研究会を行うことになっておりますのでその参加を呼びかけました。

8 月 1 日には、山県郡マネージメント研修会が千代田開発センターで開かれ、郡内の教職員 200 人が集まって全員研修を行いました。本町からは筒賀小学校の亀川栄養教諭が食育と給食について研究報告を行いました。みんなまだまだ栄養教諭の仕事を知らないでお任せしているという中で大変な仕事であり、いろいろな工夫があるということを知っていただくよい機会になったと思います。山県郡の教育長会として報告した方に表彰状を贈って今後の活躍を願うということにしています。

今日、明日と東京大学から指導に来ていただいて、協調学習の町内の研修会を行っています。予定でございますが、4日には科学アカデミーということで広島工業大学の学生と日本技術士会中国本部の皆さんに科学教室として科学実験や工作を指導してもらうことになっていきます。8月27日にも別の内容で実施することになっています。

来週9日に希望塾という研修会を実施します。これは夜間に教職員が自主的に研修しているものですが、今回は夏休みということで昼の時間帯に行い、教職員がJASPERプロジェクトを実際にやって協調学習を体感することになっています。講師として島根大学大学院の千代西尾教授に来ていただきますが、この千代西尾さんは我々が東大と一緒に勉強させていただいている仲間の一人です。

15日には町の平和祈念式典が予定されています。

夏休み中の学校のことについては、先般の校長研修会で学校施設の安全点検をしっかりと行うこと、事故を起こさないこととその緊急対応を確認するように指示しました。

暑さで教職員も疲れておりますので健康管理に努めること、お盆や旅行などでの交通安全、飲酒運転禁止、夏休み中だからこそこできる研修や授業の遅れの修正、やむを得ず情報を持ち帰る場合の漏えい防止、セキュリティーの確認ということも指導しています。その他、いつものことながら交通事故防止、不祥事防止についても指導したところです。

以上が私からの報告ですが、何かご質問がありますか。

河野委員)

今朝の新聞記事で、これから小学校の英語の授業が始まっていくということでした。小学校教諭の資格と中学校教諭の資格は英語科の授業が始まることで何か変更になるのでしょうか。

沖本主幹)

小学校教諭の免許状と中学校教諭の免許状は違います。これまで小学校には英語という教科はありませんでしたので、小学校教諭の中に大学等で小学校での英語を教えるための授業を受けた人はいません。小学校教諭の免許を取るために英語を特別に勉強した人は誰もいないということです。中学校の英語免許を持っていて小学校に勤務している教諭はいます。これでは困るということで、県教育委員会は現在の小学校教諭に英語指導の研修を受けさせているところです。人数的には、まだ少数ですので、継続していく必要があると思います。

教育長)

平成32年から新学習指導要領が実施となります。今後は小学校教諭を目指す人に対しては、大学で英語教育を勉強する講座が入ってくると思われれます。今までとは違って英語を含めた小学校の免許状という形になってくると思います。そうはいつでも今現場の教員は大学時代にそういう講座を受けていませんから研修が必要だということです。ただ毎年講習会をやっても間に合いませんから、本町で進めているサークルは中学校の英語教員が小学校の教員にこれまでの経験や手法を伝えたり、一緒に考えたりしていこうとするものです。

河野委員)

以前はゆとりの時間を作って、その後はゆとりの時間をなくしてというように学習指導要領も変わっていくものだと思います。その中で学校の教員はどのように対応するのだろうかと思ったので質問をさせていただきました。

教育長)

新しいことが始まるというのはやはり初めは大変だと思います。ちなみに加計小学校の教諭の中に小学校の免許の他に中学校の英語の免許を持っている人がいます。加計小ではこの教員

が中心的に講習を受け、校内に広げていくという役割を果たしています。そういうシステムで指導体制を作っていくことになります。

河野委員)

中学校では技術や家庭科の非常勤講師がおられますが、小学校にも英語の非常勤講師が配置されるということもあるのでしょうか。

教育長)

基本的には社会科や算数のように学級担任が英語を教えることになると思います。ただ大きな規模の学校では、学級担任以外に専科の教員がいますので、このような専科の教員が教えるということもあるかもしれません。

他にございますか。(なし)

今日の議事の中で後回しにしたほうがよいものがございますか。(なし)

では、日程第3、議事に入ります。議案第11号「障害を理由とする差別の解消に推進に関する安芸太田町教育関係職員対応要領の策定について」事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

本年4月1日に障害者差別解消法という法律が施行になりました。正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。この法律では、国及び地方公共団体は対応要領というものを策定するように国は第9条において、地方公共団体は第10条において定められています。本町の場合はまず安芸太田町の職員に対するものが策定され、その後教育職員のものにと考えたのですが、町の策定が遅れておりまして、4月からスタートするものが先延ばしとなっております。学校の教職員を含む教育職員に対しては広島県教育委員会の対応要領がございますので、これを参考に本町教育職員対応要領を定め、2学期の9月1日から施行という形にさせていただければと思います。

少しページ数が多くありますので、要点のみ説明をさせていただきます。

(目的、合理的配慮等について説明する。)

正山委員)

町としてはまだ整っていないが、県の教育委員会のものに合わせてということですが、町の対応要領との整合性は大丈夫ですか。

沖本主幹)

国から県、県から市町という流れになっていますので、おそらく町も県のものを参考にされると思われます。県の教育委員会を町の教育委員会に置き換え、県立学校を町立学校に置き換えてもやらなければいけないことは大きく変わらないと思います。町立学校には入学者の選抜試験がありませんのでそのあたりは町立学校に合うように変更しています。

教育長)

町の役場であれば窓口業務や庁舎の施設整備などの対応策になりますね。

学校教育課長)

町では総務課が担当になっておりまして、この話が合った時点で総務課とも協議をして早めに町のほうも策定しましょうという話になっていたのですが、町長部局のほうはもうしばらく時間がかかりそうということですので、学校は2学期からスタートするためにこの時期に提案をさせていただきました。

教育長)

ハード面で言えば現在建築中の戸河内小、完成した加計小、加計中、筒賀小・中もスロープを作るとか、新築についてはエレベーターを付けるとか、トイレも身障者用を用意するとか、今回の改修でかなりハード面では対応が進んだと思います。これからも細かい点では整えていかなければならないことがあるかもしれません。

河野委員)

仮設校舎の学校もありますが、9月からスタートでも関係することはありませんか。

沖本主幹)

合理的配慮というのはその状況に応じて最善の対応をするということです。仮設校舎であれば本校舎のように対応できないこともあるかもしれませんが、その現状や理由を丁寧に説明し理解を得るということが合理的な配慮です。初めから対応しません、できませんと拒否したり、放っておいたりしないということが基本となっています。

教育長)

町のものが先に出されても、教育職員のものはこういう形になると思ってよいですね。

沖本主幹)

例えば本案には定期試験の時にどうするか、体育の授業ではどうするかというように学校現場を想定した内容が含まれていますが、町のものはこのような児童生徒の指導に関するものは入らないと思います。窓口業務や住民サービスが中心になってくると思います。

教育長)

先にやらせてもらうということは町とも調整済みですね。

学校教育課長)

調整済みです。

教育長)

それではお諮りしたいと思います。議案第11号「障害を理由とする差別の解消に推進に関する安芸太田町教育関係職員対応要領の策定について」賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

賛成多数と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

それでは日程第4の報告協議に入ります。幼稚園授業料の算定誤りについてお願いします。

教育次長)

本案件につきましては、7月25日に議会全員協議会へ報告するとともに該当の家庭への謝罪を行いました。また、報道機関へも公表しております。教育委員会事務の誤りとして教育委員の皆様にもご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。

資料に基づいて説明をさせていただきます。(経過・内容を説明する。)

今後の対応については、速やかに予算措置をする中で還付をすべき保護者には還付をし、追加で納めていただく保護者には相談をさせていただきながら今後の対応を進めてまいりたいと思います。

続きまして資料9ページをご覧ください。子ども子育て支援制度については平成27年4月

より施行されているところです。その根拠法令に基づき、所得階層を3つに分けまして、それぞれに応じた額を徴収するように本町でも条例改正を行いました。平成28年に新たな規定が追加され、現在国の規程では、5階層に区分されていますので、本町でも9月定例議会で再度条例改正をしたいと考えています。(詳細を説明する。) ご意見をお聞かせいただければと思います。

教育長)

2点説明がございました。1点目は、現在の幼稚園授業料に関する算定誤りについて、報告とその後の対応の説明、もう1点は国の制度変更によって新たな項目が追加され、現在の条例の内容を見直す必要があるということでした。2つ合わせてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

河野委員)

職員に宛てた文章の中で、事務のミスは起きるものだとありますが、私はこの表現は甘いのではないかと思います。もっと厳しく表現すべきだと思います。個人のミスが起きることを予想してチェック体制を厳しくすることで組織としてミスをなくすということを職員間でしっかりと意識してほしいと思います。職場の雰囲気として一人で動くことが多いのではないのでしょうか。他人事ということではなく職員自身がお互い指摘でき、注意し合えるようなそういう意識をいろいろな研修の場で高めていくことが必要だと思います。結果として、こういうことが起きたときに今までどうであったのかということも出てくるし、住民や該当者に対して大変な迷惑がかかることになるので、これを契機にして意識を高めてもらいたいと思います。

池野委員)

今回の事案に対しては、気付いた後すぐに対応したことはよかったと思います。河野委員が言われたように職場のチェック体制が大切だと思います。制度が変わることに職員の認識が追いつかないこともあるのだと思いますが、複数でチェックするというのを徹底していただきたいと思います。他の課で起こったことをよそのこととせず、自分たちの仕事を振り返る契機にしていただきたいと思います。

正山委員)

今回のことは、さかのぼって分かったことではありますが、これがこれからも続いていたらもっと迷惑をかけることになっていたのでは、早く気付いてよかったと思います。事案によっては取り返しのつかないようなことになるケースもあると思います。小さなことでもしっかりとチェックをしながら進めていただくようにお願いします。

教育長)

もう一つは現在の制度の見直しをして条例の改正を行いたいと説明がありました。これについてはまた具体的な改正の方向性というものを示しながらそこで議論させていただきたいと思います。今日は、こういった考えを持っているということを知っておいただければと思います。町民の中には第2子と言わずすべての子どもを無料として子育て支援に力を入れている町として進めていけばよいのではという意見もあります。こういう意見が議会でも出るかもしれません。そうするとこのような段階に分ける必要もなくなります。次回改めて条例改正案についてご協議をいただきたいと思います。

それでは、2芸北支所定期訪問のまとめについて説明をお願いします。

沖本主幹)

資料4ページをお開きください。ここに載せておりますものは授業に関するものでございます。芸北支所の定期訪問は、訪問者が2グループに分かれて行っており、支所長と教育指導課長は主に校長面談、主任指導主事と管理主事は主に授業参観を行っております。

管内の校長面談の中で気になる状況として、次の4点について市町教委からも注意して指導するように話がありました。1点目は校長の示す方向性が広すぎて職員に伝わっていないのではないか。だれが、いつまでに、なぜそれをするのかということを経営的・具体的な取組にしていくようにする。2点目は校長と教頭のコミュニケーションがしっかりとれているか。3点目は50歳以上のベテラン職員に活気があるか。その50代の職員が若手を刺激するような人材育成に向いている学校は活気があってよい方向に向かっている。4点目は生徒指導上の課題について担任の力量だけで対応していないか。担任の力量を超えるとあたふたするという状況が見られる。生徒指導上の課題がないから研修をやらないというのではなく、校内での研修をしっかりして組織的な対応ができるように準備しておく。

(授業に関することは資料により説明する。)

教育長)

この他に、暴力行為の件数が意外と小学校で多いという話もありました。じゃれ合いやケンカもあるのですが、中学校よりも数が多いというのが管内での傾向です。また人数が多いというのではなく、同じ子が繰り返す場合が多いということです。血を流したり病院へ行ったりするほどではないのですが暴力行為が増えているという問題があります。

河野委員)

私は少年補導協助手をやっているのですが、数年前から小学校で暴力行為の発生が多くなってきており、一昨年から小学校も担当制を設けることになりました。他市町では小学校で授業にならないという状況もあると聞いています。どこかと聞いてみると都市部だけでなく中山間地でもあるのだということでした。警察がサポートに入っている小学校もあるようです。管内ではないと聞いていますが、よそ事ではないと危惧しているところです。

教育長)

他に質問がございますか。それでは3のその他の項で何かありますか。

教育次長)

筒賀地区の保育所、小学校、中学校の保護者代表の方から73名の署名を付けて中学校統合協議についての要望書の提出がありました。この要望書は、できるだけ速やかに保護者の意向を調整し、統合協議を開催してほしいという内容となっており、保護者の痛切な思いが伝わってくるものです。

この件については、学校訪問で筒賀中学校の様子を見られた清胤委員から「合同授業や共同活動が一日も早く進められるようにしていただきたい。」とすでにご意見をいただいているところですが、他の教育委員の皆様からのご意見をいただきたいと思いますのでよろしく願います。

教育長)

この後に自筆で73名の署名が添付されておりました。今事務局から説明がありましたが、ご意見がありますか。

河野委員)

適正配置の計画を進める中で、時期的にもこういうことが起きてもおかしくないと思ってい

ました。今まではある程度成り行きを見守っていただいていた保護者もおられると思うのですが、保護者としては切実な思いだと思うので、いろいろな状況の中でタイミングを見てできるだけ要望に応えるように進めていただきたいと思います。

正山委員)

保護者 62 名、祖父母 11 名、計 73 名という筒賀地域のほとんどの保護者の方が署名をしてくださっています。筒賀の住民の方のぜひともという思いが伝わってきます。計画がなかなか前に進まないのだからこういう行動を起こされたのだと思いますが、このことをしっかりと受け止めながら芯を通してやっていけばよいと思いますのでよろしくお願いします。

池野委員)

学校訪問の際に給食を食べる様子について聞かせていただきました。給食の時間は一番楽しくて、寝食を共にするという言葉があるように食事を通して心を通わせることができる場だと思うのですが、2校が分けられているというのを聞いてとても残念に思いました。来年に向けてだんだんと時間も迫ってきますので、ぜひよろしくお願いします。

教育長)

筒賀地域の保育所、小学校、中学校の保護者及びその関係の方々からの署名ですが、タイトルが「中学校統合協議について」となっているように中学校についての要望です。同じ建物で一緒に生活しているという現状を踏まえて一刻も早く基本方針を実現してほしい。そのために関係する地域も含めた意向調査をしてほしい。それをもとに統合のための協議を早くしてほしいというものです。委員の皆さんからもそういう願いを早く実現すべきだという意見をいただきました。具体的なものについてはできるだけ早く相談させていただきたいと思いますが、委員の皆さんのご意見を尊重しながら進めさせていただきます。

この件はよろしいでしょうか。その他に事務局からありますか。

沖本主幹)

科学アカデミーについて報告をさせていただきます。

今年で4年目になります。昨年度から平日開催を取り入れて、放課後子ども教室の子どもたちも参加できるようにしています。今年は80名を超える参加となっています。小学1年生から中学3年生まで同じ内容というわけにはいきませんので、低学年と高学年・中学生という2グループに分けて実施します。日本技術士会中国本部から7名、広島工業大学の教授1名と学生11名が指導していただきます。

昨年度は、安芸太田町商工会の協力をいただき、模型飛行機作りも行いましたが、今年度は時間をかけて作りたいということで、数日に分け放課後子ども教室に出向いてご指導いただいています。

教育長)

次回の教育委員会議についてお願いします。

沖本主幹)

今回は9月定例議会に提案する内容もご審議いただきたいと思います。8月22日(月)14時開会をお願いしたいと考えています。

教育長)



よろしいでしょうか。以上ですべての議案・協議を終わります。ありがとうございました。  
本日の平成 28 年第 9 回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午後 15 時 10 分 閉会)